

5年諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員野田真澄は、令和5年9月30日をもって任期が満了するので、引き続き同人を推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年7月4日提出

瀬戸市長 川本雅之

5年諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員今井順子は、令和5年9月30日をもって任期が満了するので、引き続き同人を推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年7月4日提出

瀬戸市長 川本雅之